

壬申乱の武人

はじめに 『飛鳥・藤原京展』のために壬申乱の武人を実大で復元した。資料の乏しい7世紀の武装をあえて復元するという、野心的な企画である。復元模型は学問的考察と空白を埋める想像の混合体とならざるをえない。有職故実をそのまま7世紀に適用できるとは思わないが、それに近いのか、それとも古墳時代の姿に近いのか。ここで復元について記し、責を果たしておこう。

模型の製作は工房エフエフが担当し、弓具は同社を通じて御弓師の柴田勘十郎氏による。使用した素材は展示に耐え、現実的に入手可能なものを優先的に採用した。

挂 甲 飛鳥資料館が製作した飛鳥寺塔心礎埋納品の復元品を用いた。¹⁾ 胴丸式(方領系)の挂甲で、正面で引き合わせる胴と両肩の甲からなる。壬申乱とは時間差があり札幅など多少差異はあろうが、全容を復元できた希有の資料である。甲のあわせは右前で、後述する衣服とは逆と考える。理由は、右利きの武人が敵と対峙して弓を持つ左脇を敵にさらしたとき、あわせが左前だと引き合わせの隙間から敵の矢が入る危険が生じるからである。大鎧の脇楯が右脇にあるのと同様といえる。武人埴輪の挂甲も右前である(群馬県長柄神社境内出土例など)。

本品の草摺は一繋がり足さばきが悪い。小札もすべて鉄札なので重量が相当あり、徒歩の戦闘には不適當である。草摺が騎乗時にまくれあがって大腿部をさらす危険があるが、騎兵の挂甲と考えておきたい。

胄 群馬県諏訪神社境内古墳出土品の模型を参考にしつつ、本体を鉄板、鍔を皮で製作した。皮は牛で間に合わせた。鍔の小札はもう少し長くてよい。³⁾

籠手・臑当 とともに藤ノ木古墳出土品の復元図をもとに製作。⁴⁾ 甲冑は8・9世紀においても古墳時代以来の形態・技法が基盤だと指摘されている。⁵⁾ 籠手は前腕部だけ復元したが、手甲を伴う例も一般的であろう。臑当は報告書が膝甲とする篠状鉄札を用いた。枚数はマネキンに合わせて調整した。小札部分は省略したが、下散状の足首防御部と佩楯状に吊る膝防御部もありえよう。

正倉院『東大寺献物帳』を参照すれば甲の領、縁、裏には様々な綾錦や染皮を使い、仕上げは金漆か白磨。質素な甲もあろうが、7世紀や古墳時代の甲も豪華絢爛な

ことは想像に難くない。今回、覆輪の生地は飛鳥寺復元品と揃えて白絹、紐は朱色の類品である。綴・覆輪の技法は報告書を参考にした。塗装は黒漆塗の設定で、耐久性を考慮して合成塗料を用いた。

なお籠手と臑当は装着しなくてもおかしくないだろう。理由は①飛鳥寺埋納品に含まれていない、②『東大寺献物帳』を「短甲」=札甲の胴甲+小具足(胄・行膝・覆臂)、「挂甲」=札甲の胴甲単体、と理解すれば小具足を伴う必要がない、③中国などの俑や壁画に胄と札甲の胴甲だけを着用する武人がみられるからである。⁶⁾⁷⁾

装束 『日本書紀』天武5年正月、高市皇子以下の大夫等に衣・袴・褶(ひらおび)・腰帶・脚帶(あゆひ)を下賜した記事が目立つ。脚帶は雄略即位前記のものと同じく人物埴輪にみえる脚結である。褶は推古13年閏7月に諸王・諸臣に着せたもの。のちの天武11年3月に着用を禁止した。同年4月には髪型も規制が加えられた。古来の服制を中国風に改めようとしたと理解される。また天武13年閏4月にも会集之日には中国風の服装を着るよう定めている。さらに天武14年~持統6年に計12回、諸王や公卿に衣裳、袍袴などを賜っている。官人へ盛んに大陸風の衣服を下賜するのである。その後は記事がなく、持統10年3月に官人ではなく越の蝦夷と肅慎に袍袴を賜った。つまり天武朝初期は服装に古墳時代や推古朝的な要素が色濃く残っており、のちに官人、さらに遅れて化外の民に中国式の服を与えたと考えたい。人々の風貌が大陸風になったのは壬申乱よりかなり後のことで、壬申乱の当時は大半が古墳時代や推古朝とさほど変わらない服装であろう。

しかし甲冑の下に着る衣服は確実な資料がない。正倉院宝物の衣類を基本とし、人物埴輪なども参考とした。『続日本紀』養老3年2月に天下百姓の襟を右前にするとあり、左前が古式とわかる。したがってあわせは左前である。襟は詰襟形式の盤領とした。人物埴輪の衣服も挂甲と逆で左前と確認できる(群馬県四ツ塚古墳例など)。
腰巾 「軍防令」の装備のひとつ。臑当を装着しなくても必要な装備である。正倉院宝物および法隆寺の宝物を参考にしつつ、実用品という想定で麻製とした。

靴 戦闘時の靴は資料がない。それらしい長靴とした。
弓 壬申乱当時は丸木弓。弓弭の形態は藤原京右京七条一坊出土の黒漆塗丸木弓片をもとにし、全体は正倉院宝

物によった。弓腹下半には本と末の張力差を調整する樋を切っている。中央やや下位にある弓附は鹿皮。なお写真は丸木で製作した弓で、引き絞っていない形。展示は樹脂製の複製を引き絞った形にして持たせた。

胡 禄 胡禄とは矢を挿し装束を整えた皆具の総体を指し、容器だけを指しては籠（えびら）と呼ぶともいう。

正倉院中倉の漆葛胡禄第3号付属の矢には「下毛野奈須評」と刻名があり、大宝令以前の貢進とみられている。復元はこれをモデルとした。材料は入手できるもので賄い、正倉院と同一ではない。蛇足ながら、韃は背中に負い、胡禄は右腰に斜に提げる。背板中位の座具2つは上下にずれているが、ここの帯を腰に締めれば2つは水平、本体は斜になる。方立部の緒は大腿部付け根に縛る。この装着状態は武人埴輪（群馬県世良田出土）にもみえる。矢は右手を右脇から腰へ回し、鏃の付け根近くを持ち引き上げて方立から鏃を出し、前方へ引き抜く。肩越しに矢を抜くというのは誤解である。背板上部の緒は矢を纏めておくものだが、矢を抜く障害にはならない。

矢 矢は50隻を盛るのが通例で、『東大寺献物帳』や「軍防令」から確認できる。矢の形態は正倉院宝物を参考にし、矢羽は入手できる鳥の羽を用いた。有職故実には矢の構成もみえるが、胡禄に挿したのは藤原京右京一条一坊出土の長頸柳葉式鉄鏃をもとにした樹脂製の鏃をもつ征箭だけである。ほかに鍛造の鉄鏃をもつ矢を10本製作した。樹脂製と同形態を4本、石神遺跡第4次調査（藤原宮期整地土出土）の鉄鏃をもとに長頸鏃の片刃式端刃のものを2本、片刃式刀子状のものを2本製作した。これらは矢羽3枚である。さらに飛鳥池遺跡出土の木製様をもとに三角式を1本、方頭式斧箭を1本製作した。

弦 巻 「軍防令」では弓弦袋と記す。予備の弦を携行し即時交換するための道具で、弓には必需品である。輪状品の出現時期は不明。胡禄の帯に吊り下げる。

弓 懸 弾、手袋、決拾、血手ともいう（有職故実など）。古代の資料はないが、特に右手の保護に必要であろう。ただし後世の絵巻物には素手で弓を引く武士もみえる。

大 刀 正倉院の黒作大刀を模した（写真は代用品）。

人 形 展示の見栄えを考慮して身長175cm、当時としては長身の武人である。姿勢も弓を引かせて動きを出した。地上で弓射する場合は片足を跪く跪射の姿勢だという意見もあるが、絵画資料には近世まで跪射がみられな

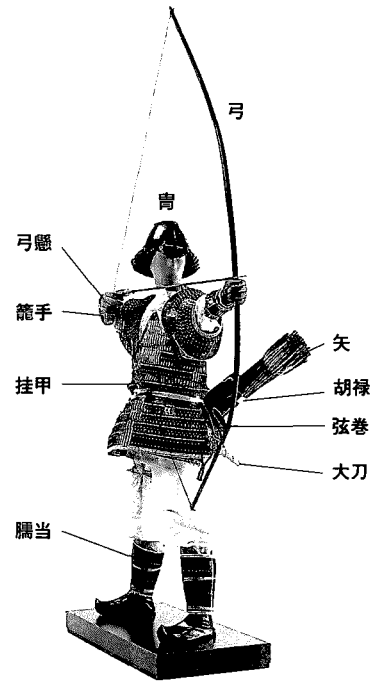


図10 復元製作した壬申乱の武人

い。古代では本品のような立射が普通であろう。

おわりに 壬申乱の武人には古墳時代的要素がかなり多かったと考える。復元は関係する分野と時代が多岐にわたるため至らぬ点もあろう。諸賢の御批判を仰ぎたい。ご教示を賜った方々に深甚の謝意を表する。（石橋茂登）

- 1) 猪熊兼勝「飛鳥資料館の特別展示」『年報1987』 奈文研 1988、『壬申の乱』飛鳥資料館 1987
- 2) 古代・中世は小札ではなく「札」だが（近藤好和『弓矢と刀剣』吉川弘文館 1997）、考古学用語の小札を用いる。
- 3) 津野仁氏のご教示による。同氏からの多数の有益なご教示は諸制約もあり十分活かせなかった部分がある。
- 4) 奈良県立橿原考古学研究所『斑鳩藤ノ木古墳 第一次調査報告書』斑鳩町・斑鳩町教育委員会 1990
- 5) 津野仁「東大寺出土甲と古代小札甲の諸要素」『研究紀要』6、(財) 栃木県文化振興事業団埋蔵文化センター 1998。またこの中で藤ノ木古墳の膝甲が足纏という理解も示す。
- 6) 宮崎隆旨「文献からみた古代甲冑覚え書—「短甲」を中心として—」『考古学論叢』関西大学 1983。ただし文中で示唆される（および近藤好和『中世の武具の成立と武士』吉川弘文館 2000で主張される）ように「短甲」=方領系札甲、「挂甲」=両当系札甲と理解すれば、逆に小具足を伴うべきとなる。なお短甲を考古学用語と異なり札甲の一種とするのは妥当であろう。
- 7) トルフアン・アスターナ230号墓（8世紀）の俑、高句麗通溝三坐塚やチベット陀林寺白殿（11世紀）の壁画など。
- 8) 『日本古典文学大系68 日本書紀』下 岩波書店 1965
- 9) 現代用語は「胡籥」「筚籥」、「軍防令」は「胡籥」だが、『東大寺献物帳』と『正倉院文書』の駿河・周防・尾張の正統帳（天平年間）は「胡禄」である。本稿は「胡禄」とする。
- 10) 鈴木敬三「韃と胡籥」『古典の新研究第2集』国学院大学 1954
- 11) 深澤芳樹「弥生の矢について」『武器の進化と退化の学際的研究—弓矢編—』国際日本文化研究センター 2002

参考文献

末永雅雄『日本上代の甲冑』創元社 1944、『飛鳥寺発掘調査報告』奈文所 1958、『正倉院宝物』4・6 毎日新聞社 1994・1996、『兵の時代』横浜市立博物館ほか 1998